

空き家利活用事業補助金 (交流施設等用改修)

空き家を地域交流の活性化等の拠点として活用するための改修費用の一部を補助します。

補助金額 (1,000円未満切り捨て)

以下の補助対象経費×3分の2の額と150万円のいずれか少ない額
(自己居住用の空き家利活用事業補助金との重複申請可能)

○補助の対象となる空き家

金ケ崎町内に所在する住居用の空き家（併用住宅を含む）のうち、次のすべてに該当するもの

- ①平成30年3月31日以降に利活用を開始したもの
- ②利活用の開始日に1年以上居住者又は使用者のいないもの
- ③築20年以上経過したもの
- ④所有権登記の完了日又は賃貸借契約等を締結した日から1年以内のもの

○補助の対象となる改修後の使用用途

空き家を次の用途に10年以上活用するもの

- ①滞在体験施設、②交流施設、③体験学習施設、④文化施設
- ⑤その他地域交流の活性化等に資する用途

○補助対象者

次のいずれかに該当する個人又は法人

- ①補助対象住宅の所有者等
- ②補助対象住宅を賃貸借又は購入し、補助対象事業を行う方

※市町村税の滞納者、暴力団関係者、他の権利者から同意を得られない方は対象となりません。

○補助対象経費

- ①台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事に要する経費
- ②給排水、電気又はガスの設備の改修工事に要する経費
- ③屋根又は外壁等の外装の改修工事に要する経費
- ④壁紙の張替え等内装の改修工事に要する経費

※上記工事で、交付決定通知後に契約、着手するものが対象となります。

※対象経費は消費税及び地方消費税の額抜きの金額です。

裏面に続きます➡

○補助金交付認定申請 ※改修等の実施前に申請が必要です。

申請期間 令和7年5月30日～令和7年11月28日

提出書類

- ☐ 金ヶ崎町空き家利活用事業補助金申請書（様式第1号）

【添付書類】

- ☐ 補助対象事業に係る事業計画書及び収支予算計画書
- ☐ 土地、建物の登記事項証明書 ※法務局で発行
- ☐ 申請者の納税証明書
- ☐ 改修工事費の見積書
- ☐ 着工前の現場写真
- ☐ 所有者等の同意書（申請者以外の権利者がいる場合）
- ☐ 賃貸借契約書の写し（賃貸借の場合）
- ☐ 賃貸借又は売買の確約書もしくは所有者等の事業同意の確約書（補助金の交付決定を条件として事業を実施する場合）
- ☐ その他町長が必要と認める書類

○補助金交付決定

申請書類の審査、現地確認の上、交付決定を行います。
※交付決定後に事業内容の変更、中止があった場合には速やかに届け出てください。

○完了報告…改修等の完了日から30日以内もしくはその年度の2月末日までのいずれか早い日までに報告 完了報告受領後、現地確認いたします。

提出書類

- ☐ 金ヶ崎町空き家利活用改修等完了報告書（様式第6号）

【添付書類】

- ☐ 改修等に係る契約書の写し
- ☐ 改修等に要した経費の内訳を示す書類
- ☐ 各種領収書の写し
- ☐ 完了後の現場写真（工事個所が分かる工事中の写真も含む）
- ☐ 建物の利用開始を証する書類
- ☐ その他町長が必要と認める書類

補助金額確定 通知書の送付



請求書の提出



補助金の交付

※補助金交付後10年間、毎年事業報告する必要があります。

※補助金交付後10年以内に対象住宅を除却や事業を廃業した場合には、補助金を返還していただく必要があります。

■問い合わせ・申込み先■

金ヶ崎町商工観光課

金ヶ崎町西根南町22-1 ☎ 0197-42-2111